

親育ち4・3・6・3たじみプラン

施策のポイント

健全な子どもの成長のためには、保護者自身の成長や子どもとの良好な関係構築が不可欠。そこで、子どもの成長段階に応じた働きかけ方についての啓発を「親」や「これから親になる人」に行うことによって、「親」としての成長を促すもの。
4・3・6・3とは、4：子どもを妊娠中から3歳までの4年間、3：子どもが3歳から6歳までの3年間、6：子どもが小学生の6年間、3：子どもが中学生の3年間で指す。

自治体情報

岐阜県多治見市

人口 / 115,314人

標準財政規模 / 20,524,778千円

担当課 教育委員会 教育研究所

電話番号 代表 0572-43-3131 内線 2230

実施主体 多治見市

関連ホームページ http://www.city.tajimi.gifu.jp/gakko-kyoiku/kyoiku_kenkyu_jyo/

事業期間 平成 21 年度から平成 22 年度まで

参考とした施策

関係施策分類

施策の概要

1 取組に至る背景・目的

親のものの見方、考え方は、日々の暮らしの言動を通じて子どもに伝わり、子どもの生き方を作っていく。現代の核家族化した家庭においては、保護者の影響がより一層大きくなっており、子育てにおいて、保護者自身の向上を欠かすことができない。そこで、子どものそれぞれの年代に応じて、保護者が子育てについて学び、良好な親子関係を築くための取組を行うもの。



2 取り組みの具体的内容

親育ち支援委員会を12名（有識者、臨床心理士、PTA役員、小中学校代表、保育園・幼稚園代表、公募委員：2名）により組織し、この委員会から、親育ちのための具体的な施策についての提案のもと事業を推進している。

また、事務局としては、教育委員会（教育相談室・教育研究所）、健康福祉政策課、子ども支援課、保健センター、市民文化課等市役所の各部局をもって編成し、親育ち支援委員会の提案の実施とそのフィードバックを行っている。

3 施策の開始前に想定した効果、数値目標など

教育に関することであり、効果が現れるには長期間を要する。本事業としては、まず「親育ち」という概念を市民に理解していただくことをねらっている。具体的には、これまでの子育て・子ども育成事業に「親育ち」という視点も持って事業に取り組み理解を図ること。また、現在行われている各子育て・子ども育成事業の連携を図って効果をあげることなどを想定している。

多治見市親育ち支援委員会設置要綱

（設置）

第1条 妊娠期から子どもの乳児期、学童期を通じて、父母その他の保護者（以下「親」という。）が、子どもの成長とともに親として成長していくこと（以下「親育ち」という。）を促進する施策の推進を図ることを目的として、多治見市親育ち支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 支援委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）親育ちのための具体的な施策の推進を図ること。

（2）その他の親育ちの推進を図るために必要な事項

（組織）

第3条 支援委員会は、委員12人をもって組織する。

第4条 委員は、教育について優れた見識を有する者の中から教育委員会が委員又は任命する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 委員は、解任されることができる。

（委員及び副委員）

第7条 支援委員会に、委員及び副委員を置く。

第8条 委員及び副委員は、委員のうちから互選する。

第9条 委員及び副委員は、支援委員会を代表し、命題を継承する。

第10条 委員及び副委員を解任し、委員及び副委員に就任するとき又は委員及び副委員の欠けたときは、その職権を代理する。

（命題）

第11条 支援委員会の命題は、必要に応じて教育委員会が授けられる。

第12条 支援委員会の命題の継承は、委員をもって充てる。

（報告）

第13条 支援委員会の報告は、教育委員会教育研究所において行う。

（その他）

第14条 この要綱に定められたもののほか、支援委員会の運営に關して必要な事項は、委員及び副委員が支援委員会に議決して定めるものとする。

附 則

1 この告示は、告示の日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日以降最初に任命又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年9月1日までとする。

1/1

4 現在までの実績・成果

平成 21 年度については、「親育ち支援委員会」において、4・3 期における市の事業の洗い出しとその効果等について検討し、改善点を 4 点提案（妊婦への支援・各支援事業についての広報活動の充実・支援事業と地域の活動団体との連携・親育ちモデル地区の設定）いただき、実施している。

5 導入・実施にあたり工夫した点や苦労した点とその対処法・解決策など

「親育ち」についての啓発は、妊婦の方に対しても行うこととしたこと。また、子どもの成長段階を大きく 4 段階に区分し、それぞれの段階に応じて具体的にに取り組むこととした。

6 今後の展開と課題

本年度においては、「親育ちモデル地区」の活動の支援と活動の経過をまとめ、各地区の取組の参考となるようにすることや 6・3 期の活動についての検討を行う予定。



予算関連データ

総額 ①～⑤の計		財源内訳（財源区分：①～⑤）				
		①国費	②県費	③起債	④その他	⑤一般財源
1,342 千円		0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	1,342 千円
①～④の名称、 所管など	名称					/
	所管					
	金額					
	補助率					

提供可能資料：多治見市親育ち支援委員会設置要綱、施策の概要図